**漁業近代化資金**

漁船の建造など資本装備の高度化、経営の近代化等を図るための資金を、漁協等から長期、低利で借り入れることができる資金です。

■　対象者

漁業を営む個人、漁業を営む法人、漁業生産組合、漁業協同組合、

水産加工業を営む個人、水産加工業を営む法人、水産加工業協同組合、

漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会　等

■　資金の使途

１　漁船の建造及び取得又は漁船用機器類の取得に要する経費   
　　２　水産物加工施設等の改良、造成、取得に要する資金

３　養殖水産物収穫用器具等の取得に要する資金  
　　４　漁具又は養殖いかだ等の取得に要する経費

５　養殖用種苗の購入又は育成に要する経費  
　　６　漁村環境整備施設の改良、造成、取得に要する資金  
　　７　漁場改良造成施設等の改良、造成、取得に要する資金

■　貸付限度額（大阪府の予算の範囲内に限ります。）

・個人　貸付限度額：9，000万円

・漁協　貸付限度額：１２億円

※資金使途により、貸付限度額の貸付条件が異なります。

詳細は「漁業近代化資金貸付対象等一覧」をご確認ください。

* 融資率

事業費の８０％以下

■　貸付利率

0.30％（令和３年12月20日現在、金利情勢により貸付利率は変動します。）

■　償還期間（うち据置期間）

・漁業者等 ２０年以内（うち３年以内）  
   ・漁協等    ２０年以内（うち３年以内）  
   ※償還期間（据置期間）は、資金使途、借入者により異なります。

■　担保等

・漁業信用基金協会の債務保証が利用できます。別途保証料が必要です。

* ご利用の際の留意事項

・原則として、事業の着工は、貸付決定を受けたあとでなければできません。   
・機械、施設等の購入の際、実際に払う費用が、貸付けの対象金額となります。

・購入物の値引きがある場合は、値引き後の金額が対象となります。

・償還期間中は、本資金で購入、設置した機械・施設等を無断で処分することはできません。

・償還期間中は、本資金で購入、設置した機械・施設等の貸付けを受けたときの目的以外に使用することはできません。

* 問い合わせ先

お近くの漁協にご相談ください。